

ニュース・レター

NEWS LETTER
Jun. 2010

vol.
63



4月29日 ファームエイドにて出店

CONTENTS

- ② 中下 裕子・「健康食品」の問題点と規制のあり方
- ④ 神山美智子・健康食品からダイオキシン（厚生労働省調査）
- ⑤ 植田 武智・健康食品の何が問題か？ 現状と課題
- ⑥ 井上 雅雄・建材とネオニコチノイドの問題
- ⑩ 有害化学物質法律講座／化学物質政策基本法に向けて・第3回 農業についての法規制
- ⑫ 水野 玲子・ネオニコチノイド系農薬の禁止を求める院内集会 報告
- ⑭ 中下 裕子・「ネオニコチノイド系農薬の使用禁止等を求める緊急提言」に対する民主党からの回答
- ⑮ 海外情報・欧州が化学物質の複合影響に取り組む（前編）



「健康食品」の問題点と規制のあり方

事務局長・弁護士 中下 裕子

●はじめに

2009年7月、特定保健用食品（以下、「特保」）の許可を受けていたエコナクッキングオイル等の製品に発がん性のおそれのある成分「グリシドール脂肪酸エステル」が高濃度に含まれていることが判明しました。消費者庁は同年9月に「食品SOSプロジェクト」を発足させ、この問題への対応を検討していましたが、同年10月にエコナの製造メーカーである花王株式会社自身が許可の失効届を提出しました。

こうして「エコナ」問題は終結したのですが、消費者庁では、これを機に「特保」を含めて「健康食品」の表示問題を検討すべく、同年11月から「健康食品の表示に関する検討会」を設置して議論を進めています。当国民会議の神山美智子理事と筆者が委員として参加しています。

「健康」は万人の願いですが、「健康食品」の摂取ははたして「健康」の保持・増進につながるのでしょうか。「健康食品」の問題点や規制のあり方について考えてみたいと思います。

●「健康食品」とは？

現在、「健康食品」には法的な定義はありませんが、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるものをいうとされています（平成15年10月20日厚生省検討会論点整理より）。

「特定保健用食品」は、消費者庁の許可により、例えば「おなかの調子を整えます」などの保健の機能を表示することができるものです。「特保」には、①個別審査型と②規格基準型があり、有効性の科学的根拠のレベルが低い③条件付き特保も認められています。特保製品には図1のようなマークをつけることができます。



図1 特保のマーク

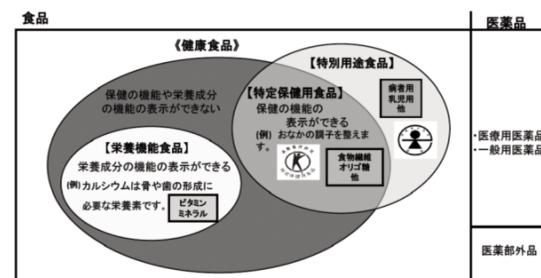


図2 医薬品・食品・健康食品の分類

「栄養機能食品」は、例えば「カルシウムは骨や歯の形成に必要な栄養素です」などの栄養成分の機能の表示をすることができる（ビタミン12種類とミネラル5種類に限られる）ものです。特保のような個別の許可手続きは不要とされています。

「特保」と「栄養機能食品」とを合わせて「保健機能食品」といい、健康増進法で規定されています。

「保健機能食品」以外の健康食品は、いわゆる「健康食品」といわれますが、これらには保健の機能や栄養成分の機能を表示することはできません。

●拡大する「健康食品」市場規模

新聞・TVでは「健康食品」の広告宣伝が連日掲載・放映されています。「〇カ月でこんなに効果が出ました！」という経験談を読んだり、著名な女優さんが「私も飲んでます」などと言うのを見ると、試してみたくもなるというものです。そこに、「今

海外情報

欧州が化学物質の複合影響に取り組む（前篇）

●欧州はなぜ複合影響に取り組みはじめたのか？

ここ数年来、EUが化学物質の複合影響の評価に対する新たな取り組みを始めています。現在のEUの法規制では、化学物質の健康や環境に対するリスク評価は、原則として一つ一つの化学物質が単独で及ぼす影響を見ることになっています。そこでは、複数の化学物質が干渉することはそもそも想定されていません。しかし、私たちが生活している日常の環境を振り返ってみてください。私たちは、空気、水、土壌、食物、薬品、化粧品や洗剤、その他の家庭用品など、日々様々な化学物質に曝露しています。個々の化学物質に単独で曝露するというよりも、様々な化学物質が混じり合った状態で曝されていると考える方が自然です。そして、たとえ単独では影響がないと評価されていたとしても、複数の化学物質が組み合わさることによって人体や環境に影響を与えるおそれがあることが懸念されています。

そこで、欧州環境大臣理事会は、2009年12月22日に「化学物質の複合影響に関する結論（Conclusion on the Combination Effects on Chemicals）」を採択し、欧州委員会に対して、既存の法律がこの問題に対してどのように対応しているかを評価し、法規制の改正とガイドラインを提案するよう要請しました。

●NGOの反応

欧州委員会が複合影響に対する取り組みを始めたことについて、グリーンNGO団体はおおむね歓迎しましたが、複合曝露を減らすためにただちに行動を起こさないことについては遺憾の意を表明しました。

NGO団体は「様々な発生源からの有害な化学物質への曝露を減らすためには、緊急の措置を講じることと、より安全な代替物に置き換えていくことが必要」と述べ、欧州委員会に対して、既存のEU法、特にREACHの下で化学物質の複合影響に対処するための法改正をすべきと強く促しました。

●混合毒性に関する報告書

欧州理事会の採択に関連して、2009年に研究報告書『State of the Art Report on Mixtures Toxicity（混合毒性の科学的技術の現状に関する報告書）』が発表されました。この報告書は、内分泌かく乱化学物質の専門家であるAndreas Kortenkampロンドン大学薬学部毒性学センター所長の監修のもとで作成されたものです。

この報告書の主な目的は、混合毒性学に関する科学的論文や学術研究を分析すること、EUにおける混合毒性評価に関するリスク評価のレジームを分析し、混合毒性評価の実際の経験・取り組み・方法について分析すること、アメリカや日本、国際機関での混合毒性評価の取り組みを分析することです。報告書は、全部で300頁以上に及びます。今回は、その中の「混合毒性学の科学技術の現状」の前半の一部を以下で簡単に紹介します。

●混合毒性学の科学技術の現状

ここ十数年来、混合毒性学は目覚ましい発展を遂げてきました。最近では、かなりの数の研究が複数の化学物質を混合するようになってきました。特に、生体毒性学は混合毒性学の発展に重要な役割を担ってきました。

人類やその他の生物は、複数のミックスされた化学物質に日々曝されています。にもかかわらず、化学物質のリスク評価は、これまで単体の化学物質の影響を個別に評価することにとどまっていた。しかし、化学物質は混合すると、化学物質単体の場合よりも影響が大きくなる場合があることがわかっています。混合毒性学の分野では、従来の化学物質ごとのアプローチは単純すぎるという見解で一致しています。科学技術の発展により、人毒性と生体毒性の混合リスク評価は十分可能になっています。（次号では、報告書の後半について主にご紹介します）

（報告：SA）



「ネオニコチノイド系農薬の使用中止等を求める緊急提言」に対する民主党からの回答

事務局長・弁護士 中下 裕子

前号のニュースレターで、「ネオニコチノイド系農薬の使用中止等を求める緊急提言」を民主党副幹事長（農林水産担当・厚生労働担当）宛に提出したことをお知らせしました。今般、厚生労働担当副幹事長から以下の通り回答がありました。農林水産担当副幹事長からは未だ回答はありません。

これまで国民会議では数々の提言を作成し関係省庁に提出してきましたが、書面で回答が寄せられたのは今回が初めてで、国民の意見を国の政策に反映しようという新政権の意気込みが感じられます。しかし、回答の内容は残念ながら、危機意識が欠如した従来の官僚答弁の域を出るものではなく、真に国民の健康と安全を守るという立場に立って、科学的に未解明な事例に対しても予防原則に基づき積極的に対処するという姿勢は窺えません。

食品中のアセタミプリドの残留基準値の改正についても、イチゴ、リンゴ、ナシ、モモは5ppmから2ppmへ、お茶は50ppmから30ppmへというレベルにとどまっております。いぜんとしてEUの数十倍の基準値です。さらに、ブドウは残留実態が高いので5ppmのままに据置かれており、真に国民の健康を守るものになっていません。そもそも、農作物の残留値の3倍を目安に食品中の残留基準値を決定するという方法そのものに根本的問題がありますが、それには全く触れられていません。

今回の回答書には、「あくまでも現時点での回答であり、引き続き貴団体のご指導・ご支援をよろしくお願ひ申し上げます」と書き添えられてありました。国民会議としては、真に国民の健康と健全な生態系を守るという視点に立った政策が実現されるよう、粘り強く新政権に働きかけたいと考えています。

＜厚生労働担当副幹事長からの回答要旨＞

要望事項①：アセタミプリド、イミダクロプリドのお茶・果物への残留農薬基準を早急に見直し、欧米諸国並みに厳しくすること

回答：農薬等の食品残留基準は、日本人における各種食品の摂取量、国内での農産物中の残留性に関する試験成績等の科学データに基づいて、飲食を介した農薬等の摂取により健康に影響を生じないように設定されているところであるが、現在、イミダクロプリド及びアセタミプリドに係る残留基準については、改正手続きが進められている。なお、イミダクロプリド又はアセタミプリドの食品中の残留による健康被害については確認されていないと聞いている。

要望事項②：国は、ネオニコチノイド系農薬の生態系や人の健康に与える影響を早急に調査研究すること。特に有機リン農薬との複合影響や子どもの脳の発達に及ぼす影響の観点から調査研究を進めること。

回答：厚生労働研究「食品の安心・安全確保推進研究事業」の研究課題として、食品中の複数の化学物質による健康影響に関する調査研究が実施されており、ご指摘のような農薬についても検討されるものと承知している。また、化学物質による子どもの健康への影響については、環境省によるエコチル調査によって得られる知見なども踏まえて、その必要性が検討されると承知している。

要望事項③：国は、ネオニコチノイド系農薬の生活環境中での使用実態及び使用に伴う被害の発生状況やネオニコチノイド系農薬が残留する食品摂取による健康被害の状況についての調査を早急を実施すること

回答：衛生害虫用殺虫剤、園芸用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤及びシロアリ駆除剤等の製品使用に伴うネオニコチノイド系農薬による健康被害については、家庭用品モニター報告において、過去3年間で5件（吸入4件、誤飲1件）あると聞いている。

食品中に残留するネオニコチノイド系農薬による健康被害事例について、具体的に報告はないと聞いているが、食品に起因した中毒被害については、食品衛生法に基づく医師から保健所への届出の仕組みがあるので、医師から届出があれば、必要な調査が実施されることになると承知している。

ならお試し価格（半額）でご提供！」などと追いうちをかけられると、つい注文してしまう人も少なくないのではないのでしょうか。

「健康食品」の市場規模は増加傾向にあり、今年年間売上は、「特保」が約6800億円、その他の健康食品が約1兆1350億円にも達しています。

梅垣敬三氏らの調査によれば、一般の人々の約半数が「特保」を、約4分の1が栄養機能食品を利用しており、幼児のサプリメント利用も15パーセント程度あることが報告されています。利用する目的は、「健康維持」「体によさそうだからなんとなく」という人が多数を占めています。

●「健康食品」の問題点

このように売上を伸ばしているのですが、実は「健康食品」には医薬品のような承認制度はなく、「特保」を除いては、国の審査を経ることなく自由に製造、販売されているのが実情です。特に、いわゆる「健康食品」には、効用の科学的根拠が乏しいものが少なくありません。例えば、コラーゲンの健康食品では、「肌がしっとりする」などの効用が強調されていますが、実際には、タンパク質であるコラーゲンがそのまま吸収されて皮下に運ばれることはあり得ません。ヒアルロン酸も、飲むと「関節痛を和らげる」「美肌効果がある」かのように宣伝されていますが、経口摂取によるヒトへの有効性についての信頼できるデータはありません。

また、通常の食品形態であれば摂取できる量には自ずと限界があるのですが、成分が濃縮されたサプリメントの場合は、容易に過剰摂取してしまう危険性があります。ビタミン剤でも、過剰に摂取すると健康障害をもたらします。特に妊産婦や子どもには注意が必要です。

さらに、医薬品と混用すると、健康影響が生じるおそれがあります。健康食品を摂っているから大丈夫と思って医師への受診が遅れてしまうことも問題です。特に生活習慣病などは、健康食品に頼りすぎて適切な初期治療の機会を逸し、医師に受診したときには既に症状が相当進行してしまっているということになりかねません。

既述のとおり、現在、「健康食品」には品質管理・安全性審査が義務づけられていないのが実情です。このため、「メリロート」や「アマメシバ」など、

健康食品の摂取によって重篤な健康被害が発生した例も報告されています。

このように、健康に良いと思って高価な代金を支払って摂取したにもかかわらず、効果がないのみならず、かえって健康被害を生じかねない、というのが健康食品なのです。

●「健康食品」に対する規制は？

では、こうした「健康食品」に対する規制はどうなっているのでしょうか？現在、「健康食品」に関する特別法はなく、健康増進法で虚偽又は誇大な広告宣伝が禁止されているほか、薬事法、景品表示法でも広告宣伝が規制されています。そもそも、「特保」「栄養機能食品」以外は保健機能等の表示ができないことになっているにもかかわらず、新聞・TV・インターネットで連日そうした広告宣伝が行われており、法律違反が野放し状態になっています。

虚偽・誇大広告についてはネット監視による行政指導が行われていますが、毎年のように約500件の指導件数が続いており、改善の兆しは見受けられません。

●「健康食品」の規制のあり方の抜本的見直し

「健康食品」は、健康の保持増進を謳い文句にして製造販売され、しかも消費者が直接経口摂取するものですから、本来であれば「医薬品」に準じて、通常の食品とは異なる厳しい規制が必要です。特保については国の審査が必要とされていますが、それ以外の「健康食品」が何らの審査なしに製造・販売されているのは問題です。消費者庁ができた今こそ、現行の健康増進法の規制を抜本的に見直して、全ての「健康食品」について少なくとも特保と同様の事前審査制を導入し、有効性・安全性・品質管理のチェックを行う新法を制定すべきです。

もとより、私たち消費者も、安易なサプリメント利用を見直さなければなりません。医食同源と言われるように健康の保持増進に食事の役割は重要ですが、それはサプリメントなどではなく、安全な食品をバランスよく規則正しく摂取することによってこそ、達成できるものであるということを再確認する必要があります。

健康食品からダイオキシン (厚生労働省調査)

理事 神山美智子

●ダイオキシン緊急調査の実態

昨年5月11日、厚生労働省は、輸入食品中の化学物質に関する緊急調査をし、その結果を公表しました。調査対象中に健康食品が含まれています。

調査項目はダイオキシン類、鉛、ホルムアルデヒド、MCPO (3-クロロプロパン-1,2-ジオール)、メラミン、ベンゼンですが、健康食品での分析調査は、ダイオキシン類だけです。

結果は表のとおりですが、健康食品のダイオキシン類の値が、最大値で5.46pgTEQ/gと、魚類よりも大きかったのです。しかしこの表だけでは、どのような健康食品にダイオキシンが含まれていたのか分かりません。

現在、消費者庁では、「健康食品の表示に関する検討会」が開催されており、私や中下裕子氏（国民会議事務局長）が委員になっています。そこで私たちは、消費者庁事務局に、健康食品の安全性に関する詳しい事実調査を依頼しました。すると、検討会は表示を扱っているのが安全性を扱っているのではないから調査しないという返事がありました。やむなく今回の緊急調査に関して厚生労働省へ直接話を聞きに行きました。すると、厚生労働省は、緊急調査に関して商品名などの生データは出せないとして、商品の種類と数値を示してきました。

最も高い値を示したのはサメ肝油3品目で、5.46、4.07、0.88（単位は以下も含めpgTEQ/g）でした。他に魚油、オキアミ、大豆エキス、カキエキス、オットセイエキス、スッポン、ローヤルゼリー、アリ、水ヒル、貝などを調べています。検出値は0.13～0.88の間で、全体の平均値は0.3だそうです。しかしアリや水ヒルなどという健康食品があるとは驚きでした。

●健康食品で効能をうたうのはNG！

健康食品は法律上の定義がなく、健康志向食品全般を

指すものとして使われています。法的に根拠のあるものは特定保健用食品と栄養機能食品だけで、それ以外のもは、効能効果を謳うことはできないのです。

それにもかかわらず、毎日の新聞、テレビなどには、グルコサミン、コンドロイチン、ヒアルロン酸、プロポリス、ローヤルゼリーなど、健康食品の広告があふれています。そして多くの消費者が、膝や足腰の痛み、衰え、肌の張りつやなどに効果があるのではないかと買って買っています。しかし、こうした成分は、効能効果を謳わないことを条件に、食品中に含まれていても良いとされているものにすぎず、食品衛生法上の位置づけは、一般飲食物添加物か既存添加物です。

原則として、食品添加物は、法律上指定制が採用されています。食品安全委員会がその安全性を評価し、健康に有害な作用がないことを確認したうえで、厚生労働大臣が指定します。しかし、一般飲食物添加物は指定制が免除されており、既存添加物も、1995年に使用実態のあった天然添加物のことを指すため、どちらも事前の安全性評価はされていません。さらに特定保健用食品とも違って、機能の証明もありません。

しかも、サメのように、肝臓にダイオキシンがたまりやすい魚から作られた健康食品を長年摂取し続けるのはいかなるもののでしょうか。2006年にもサメ肝油から耐容一日摂取量を超過するダイオキシン類が検出され、販売中止と回収の措置がとられました。サメは食物連鎖の上位に位置するので、ダイオキシン類が蓄積しやすいのだと思います。しかもダイオキシン類は脂に溶けやすいので、肝油に含まれるのも不思議ではありません。

なお、最大値を示した魚類はあじの開きで、にしんも1.23と1.28、サワラが1.0だったそうです。

測定対象物質	食品分類	検体数	原産国数	検出頻度(%)	最大値
ダイオキシン類	肉類	20	5	85.0	0.1 (pg TEQ/g)
	魚類	20	10	100	2.26
	健康食品	20	6	95.0	5.46



時点で世界のネオニコチノイド出荷額は有機リンについて第2位となっていることや、日本は、ネオニコチノイドの食品の残留基準値が欧米諸国に比べて桁違いに高いため、国産果物、茶飲料などを多めに摂取した人たちに、手のふるえ、物忘れ、不整脈などの中毒症状が発生していることを報告しました。ネオニコチノイド汚染が危惧される食品には、「大量に摂取すると、ネオニコチノイド中毒によりあなたの健康を損なう恐れがあります」などの注意ラベルを貼ることが必要と指摘しました。

さらに、中毒学の第一人者で筑波大学名誉教授の内藤裕史氏は、ネオニコチノイドの使用については、その毒性が未解明であることも考慮して、慎重な対応を国に求めると発言しました。

最後に、長崎県の日本ミツバチ養蜂家の久志氏、茨城県の有機農業家の魚住氏などから、昨今のミツバチだけでなく生物多様性の減少についてのコメントがありました。

出席者の多くが、ミツバチを始めとした生態系の異変に共感した模様でした。

●イタリアでの取り組みにならえ！

当日の藤原誠太氏配布資料によれば、ネオニコチノイドを一時使用中止することにより、イタリアではミツバチに回復の兆しが見られたそうです。それならば、なぜ日本でも同じことができないのでしょうか。ミツバチだけでなく、国の農業、ひいては私たちの食糧を守るために、この農業の使用を一時中止様子を見ることが、今後の生態系の被害の未然防止にきつと役立つはずですよ。

日本のミツバチ被害は、今年もさらに広がっているのです。

ネオニコチノイド系農薬の禁止を求める 院内集会 報告

理事 水野 玲子



●全国から80名以上が院内集会に参加

去る4月21日、衆議院議員会館にて国会議員ら向けに「ネオニコチノイド系農薬の登録・販売の中止を求める集会」が開催されました。全国各地から養蜂家、有機農業家、ネオニコチノイド中毒患者の治療に関わる医師、化学物質の被害者など80名以上が集まり、会場が溢れるほどの盛況ぶりでした。

出席議員は、みやげ雪子氏（民主・衆）、福島みずほ氏（社民・参）、古川俊治氏（自民・参）、山崎誠氏（民主・衆）、宮崎岳志氏（民主・衆）、森山浩行氏（民主・衆）、宮島大典氏（民主・衆）、大河原雅子氏（民主・参）、郡和子氏（民主・衆）の9名、その他、田島一成氏（民主・衆）、加藤修一氏（公明・参）、岡崎トミ子氏（民主・参）などの議員秘書8名が参加しました。

●養蜂家、医師、研究者らの声

主な報告はまず、養蜂家の藤原誠太氏が、ネオニコチノイド系農薬によるミツバチ被害について、次に、青山医師、平医師らが人間の中毒被害の現状、そして、国民会議からは筆者がネオニコチノイドに

対する海外の対応の4件でした。その後、各方面の出席者からの発言が続きました。

最初に、藤原誠太氏は、3代にわたって長年岩手県で養蜂業を営んできましたが、2005年に初めてミツバチ大量死を経験しました。原因は、近隣のネオニコチノイド系農薬クロチアニジン（有効成分名）の散布による影響と思われ、ネオニコチノイドとミツバチの共存は非常に難しいと発言されました。

同じく岩手県から参加した養蜂家の佐藤和一郎氏は、詳細なミツバチ消滅の記録をまとめた結果から、ネオニコチノイド系農薬の中で、毒性の強いものから多少毒性が弱いとされるジノテフランに変えても、ミツバチの被害は依然として深刻であると述べました。

次に、群馬県の青山内科小児科医院の青山美子医師は「首都圏に忍び寄るネオニコチノイド中毒」という題で報告しました。そして、ネオニコチノイド汚染の影響で中毒症状を訴えて来院する患者が増えており、今後この現象は、首都圏各地に広がる恐れがあると警告しました。

東京女子医大麻酔科医師の平久美子氏は、2005年

健康食品の何が問題か？ 現状と課題

環境ジャーナリスト 植田 武智

●不確かな効能を求めて散発的に健康被害が発生

皆さんは、健康食品という言葉でどういうものをイメージされるでしょうか？ 法律的に定義はありませんが、現在進行中の消費者庁の検討会では、仮に「通常の食品よりも、健康によい、健康に関する効果があると称して、あるいは健康の維持・増進に役立つと表示して販売され、利用されている食品」と定義されています。普通の食品との違いは、何らかの効能があると思わせている点と、多くの場合で特定の成分を抽出、濃縮することで含有量を増やしている点です。

栄養学の近年の研究で、食品中に微量に含まれる成分の中に、様々な生理作用があることがわかってきています。しかし、それらが、ヒトの健康維持増進に本当に効果があるのか、また、有効な場合でもどの程度の量必要なのか、取り過ぎの危険性はないのかなどについては、十分な科学的証拠はないのが現状です。

食品成分であったとしても量が増えると有害な場合があります。本来食品の安全性は、食経験で担保されているというのが原則です。だから食品の販売については、事前の安全性審査などという手続きはありません。しかし、本来食経験の全くないものや、あったとしても特定の成分だけを抽出したり濃縮したものなどについては、一般の食品と同じに考えることはできません。

現に、さまざまな健康食品が原因と判断される健康被害が散発的に報告されています。アマメシバという東南アジアでは普通に食べられていた野菜も、台湾でダイエット用に粉末状にして通常の7倍程度の量を取り続けたところ、深刻な気管支の病気が発生し、9人が死亡、8人が肺移植手術をうけるという大事件になったケースもあります。その後日本でもこの健康食品で12人の被害が出ました。

また、その他にも、肝臓に良いといわれるウコンによる肝障害や、お茶に含まれるカテキンの高濃度サプリによる肝障害、痩せる効果があるとされている α -リポ酸による低血糖症など、被害は多種にわたります。それらは因果関係が完全に証明されているわけではありませんが、摂取を

やめると症状が改善するなど、ある程度の医学的な判定基準を経て学術論文で発表されているケースです。

つまり、不確かな証拠で効果を期待させる健康食品の氾濫によって、食品の安全が脅かされているという事態が起きているわけです。

●国の規格を外れた健康食品でも一般食品として販売可能

国は、保健機能食品という制度により規制しています。栄養素については栄養機能食品、それ以外の成分については特定保健用食品という制度を作っています。

栄養機能食品の場合、必要性のはっきりしているビタミンとミネラルについて、上限値や下限値などの規格を決めています。その範囲内であれば「栄養機能食品」と表示ができるわけですが、問題は、上限値を超える物でも一般食品として販売できるということです。

一方、特定保健用食品（以下、「特保」）は、事業者が、安全性と有効性についてヒトの臨床試験などのデータを添えて国に申請することになっています。国が個別の食品ごとに審査して許可し、許可を受けたら認証マークと特定の効能を表示できるという仕組みです。

しかし、そこでも問題があります。特保は、自社の食品にその表示をしたい事業者が申し込むという制度で、義務制ではないという点です。つまり、そもそも特保の審査を通過しないとされる程度の安全性と有効性の証拠しかない健康食品の場合は、一般食品として販売できるのです。このような健康食品が偽特保として規制されることはありません。本来はそうした食品には効能効果の表示はできないわけですが、赤信号もみんな渡れば怖くないというような状態で、あまりにも数が多くて取り締まりきれません。

●一般食品と明確に分けるべき

大事なことは、健康食品と一般食品を明確に区別すべきことです。本来なら健康食品も医薬品の規制の中に取り込むことが望ましいでしょう。現状の保健機能食品制度を活かすとしたら、それ以外の表示違反を厳密に取り締まる法改正が必要です。

建材とネオニコチノイドの問題

東京地方裁判所事調停委員 井上 雅雄

●新築住宅でシックハウス

シックハウス症候群は、1995年から社会的に問題になりました。この問題に対して、厚生労働省は、13物質の室内濃度指針値を提示しました。また、2003年の建築基準法の改正によって、ホルムアルデヒドの使用制限などが規制されました。さらに、トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンの4種類の揮発性有機化合物（4VOC）に対しては、日本接着剤工業会が2008年に自主管理規定を制定したのを筆頭に、官庁・学識経験者・業界が一丸となって自主管理制度を設ける取り組みを始めています。この制度は、4VOCの濃度が厚生省指針値の6.8分の1（放散速度： $\mu\text{g}/\text{m}^2 \cdot \text{h}$ ）以下であることが確認された各種建材・接着剤・断熱材・什器に対しては、工業会などの第三者機関が認証を与えたり、化学物質安全性データシート(MSDS)に「4VOC基準適合」という表示をすることを可能とするものです。

では、このような取り組みがなされてきているにもかかわらず、シックハウス症候群で住めない新築の住宅が増えてきたのはなぜなのでしょう？ 以下に、考えられる理由を述べます。

理由① 合板や合板フローリング材などの木質建材に、ホルムアルデヒドキャッチャー剤（ユリヤ樹脂、アミン系化合物、ヒドラジン化合物など）（注1）を使用することにより、検査時に「ホルムアルデヒド等級」が一時的に変化して、本来であればF☆☆からF☆☆☆である製品をF☆☆☆☆製品として合格させている落とし穴があること。その結果、建物使用時にホルムアルデヒドキャッチャー剤が劣化

し、ホルムアルデヒドが再放出すること。

理由② 木質建材・断熱材・土壌処理剤として、日本木材保存協会に登録されている毒性の高い有機リン系薬剤に加えて、ネオニコチノイド系薬剤が増加傾向にあること。特に、床の合板フローリング材に使われることが多く、床暖房使用や真夏の西日によって、高温で揮発したり、熱で劣化すること。

●増加するネオニコチノイド系薬剤

筆者は、シックハウス症候群問題を専門とし、各官庁や業界の「建材からのVOC放散速度基準化研究会」「健康住宅研究会」などの委員会に14年間かわり、また、某地方裁判所の民事調停委員、専門委員、鑑定人等の活動を通じて、多くのシックハウス患者の実態を調査してきました。

最近では、従来のホルムアルデヒドや有機溶剤などのVOCに加えて、新築の高級マンションや建売住宅の居住者が、ホルムアルデヒドやトルエンなどによる症状とは異なる新しい症状を訴えるようになりました。

住宅に使用される合板や木質建材として、従来から使用されていた「クロルピリホス」は、2003年以降使用が自粛されていますが、「フェニトロチオン」などの有機リン系薬剤は今も使用されています。最近では、「フェニトロチオン」に替わるものとして、有機リン系薬剤より「安全である」と称して、クロチアニジン、アセタミプリドなどのネオニコチノイド系薬剤の登録が増えています。

表1と2に示すように、有機リン系薬剤やネオニ

れに課された①から⑤の規制に違反した場合には、3年以下の罰則もしくは100万円以下の罰金が科されます（法17条）。

Q 農薬取締法の登録制度とはどのような手続きでしょうか？

A 農薬の登録手続きは、まず、製剤メーカーが個々の製剤ごとに登録申請を行います（法2条）。このとき、製剤メーカーは、①登録申請書（農薬の種類・性状・成分・適用病害虫の範囲及び使用方法等）、②薬効、薬害、毒性、残留性に関する試験成績資料、③農薬の見本を提出します。

申請を受けた農林水産省は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターにその農薬を登録しても良いか否かの検査をするよう指示します。指示を受けた農林水産消費安全技術センターは、製剤メーカーが提出した②試験成績や③農薬見本について総合的に検査を行い、その結果を農林水産大臣に報告します。この結果から、農林水産省はその農薬を登録するか判断します。

また、農林水産省と環境省は、当該農薬の登録保留基準を設定するために協議を行います。この協議では、食品衛生法の残留農薬基準を定める厚生労働省からの意見を聴取し、内閣府食品安全委員会などが審査します。

登録の要件を満たした農薬には、メーカーに対して、農林水産大臣からの「農薬登録票」が交付されます。この農薬の登録は、3年間有効です。

平成20年3月において登録されている有効登録件数は、4,289件（有効成分数は526種類）です。その内訳は、殺虫剤が約28%、殺菌剤が約22%、殺虫殺菌剤が約12%、除草剤が約31%、植物成長調整剤が約2%、その他が約5%となっています。

Q 農薬取締法にはどのような課題がありますか？

A 農薬取締法には、化学物質政策基本法との関係で、以下のような課題が挙げられます。

①除草剤やシロアリ防除剤について

農薬取締法は、農作物等に対する病害虫の防除を対象としています。そのため、農作物を育てていない場所、例えば、空き地や道路など栽培植物のない場所の草を単に枯らす目的で使用される薬剤は、農薬と同一の成分を含み、同じように使用されるにもかかわらず、農薬取締法の対象外となります。

また、シロアリ防除剤や家庭用殺虫剤なども、農薬と同一の成分を含む薬剤があるにもかかわらず、農薬取締法の規制の対象外となります。隣家でシロアリ防除剤が使用され、受動被爆により健康被害が生じた例が後を絶ちません。

人の健康被害防止や環境保全の必要性は、農作物を育てている場所か否かにかかわらず同じです。このように薬剤の用途に応じて縦割りの法規制をしていると、法制度の狭間にある製品には十分な規制ができません。

人の健康や生態系に深刻な影響が生じる前に、同一の成分に着目して規制をする必要があるでしょう。

②ポストハーベスト用農薬について

農薬取締法は、農薬の製造・輸入・販売・使用段階までを規制対象としています。そのため、収穫後に適用される殺菌剤・防かび剤等（ポストハーベスト用農薬）については、農薬取締法の対象外となります。輸入野菜や果物には、ポストハーベスト用農薬が使われることがあります。厚生労働省は、殺菌防腐剤（オルソフェニルフェノール、チアベンダゾール、イマザリル他）のみを食品衛生法に基づく食品添加物として扱い、殺虫剤などは残留農薬として扱うとの考えを示しています。これでは、規制にばらつきを生じ十分に人の健康を守ることができないでしょう。

③残留農薬について

農薬取締法上、農作物に対する残留農薬は「作物に係る農薬登録保留基準」に基づき規制されます。この農薬登録保留基準は、食品衛生法の残留基準と同じく、ADIをもとに設定されます。ADIとは、当該農薬を一生に渡って仮に毎日摂取し続けたとしても危害を及ぼさないと見なせる許容1日摂取量をいいます。しかし、このADIの評価については、根拠となる毒性データの公開が不十分で審査経過が一部しか明らかにされていない点が指摘されています。また、市場に流通している食品に対して残留農薬の検査が行われていますが、その残留農薬検査の件数は、流通する食品の数量に比べ圧倒的に少ないため、農作物に対する残留農薬のチェックが十分にできていないとの指摘もあります。

残留農薬による健康被害防止のためにも、各法制度を超えた包括的な規制が必要です。（執筆：KI）

有害化学物質を規制する法律講座

化学物質政策基本法に向けて

第3回 農薬についての法規制

Q 農薬を規制する法律にはどんなものがありますか？

A 農薬は、農薬に関わる段階によって規制する法律が異なります。

まず、農薬の製造・輸入・販売・使用段階については、「農薬取締法」によって規制されます。次に、農作物が市場に出る段階の、例えば残留農薬などは、「食品衛生法」によって規制されます。その他にも「化学物質審査規制法」や「毒物及び劇物取締法」などの規制を受ける場合があります。

今回は農薬取締法について見ていきましょう。

Q 農薬取締法の規制の対象は？

A 農薬取締法でいう「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス（以下、「病害虫」と総称する）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいいます（法1条の2第1項）。また、病害虫の防除のために利用される天敵も農薬とみなされます（法1条の2第2項）。

一方、原材料に照らして農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬は、「特定農薬」にあたり、農薬取締法の規制から外れます（法2条1項但書）。現在では、昆虫網及びクモ網に属する動物であって、使用場所と同一の都道府県内で採取されたもの（ナナホシテントウ、寄生蜂など）や重曹、食酢などが「特定農薬」に指定されています。

Q 農薬取締法ではどのような規制ができるのでしょうか？

A 農薬取締法では、大きく分けて次の規制があります。

①農薬の登録制度

国内で特定農薬以外の農薬を製造・輸入する場合には、農林水産大臣の許可を受ける必要があります（法2条1項）。この登録制度は、許可制と届出制の中間をとり、メーカーから登録の申請があれば、原則として登録を拒否できないという性質を有しています。

②農薬の表示義務

農薬の製造・輸入業者は、農薬容器に、登録番号や登録に係る農薬の種類、有効成分等を表示しなければなりません。そして、容器にこれらの表示のない農薬は販売・使用が禁止されます（法9条1項、11条）。

③販売等の禁止

農林水産大臣は、製造・輸入業者が①や②に違反した場合には、農薬の販売を禁止し、その登録を取り消すことができます。販売業者に対しても、農薬の販売を制限できます（法14条）。

④緊急時における回収命令

農林水産大臣は、農薬の販売業者が②に違反した場合には、販売業者に対し回収命令を出すことができます（法9条の2）。

⑤農薬使用基準の設定

農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用の観点から、使用方法や使用時期など農薬使用者が遵守すべき基準を定めます（法12条）。

⑥罰則

農薬の製造・輸入・販売業者や使用者が、それぞ

コチノイド系薬剤が日本木材保存協会にしっかりと登録されていることが分かりました。2008年に比べて、有機リン系薬剤の登録申請の数は少なくなりました。しかしその一方で、逆にネオニコチノイド系薬剤の登録申請が大幅に増えています。表から分かるように、ネオニコチノイド系農薬の主な用途は木質建材や住宅部材の処理と思われま。最近では、断熱材の発泡スタイロフォーム（注2）にもネオニコチノイド系薬剤が使用されていることが分かります。

この処理方法としては、表1、2と9ページの図に示すように、木質建材の製造時に、①ネオニコチノイド系薬剤を接着剤に混入させて建材の内部にまで含浸させるタイプ（上の図）、②建材の表面に塗布するタイプ（下の図）、の二つの方式があります。発泡スタイロフォームなどの断熱材では②の表面塗布型を採用していると思われま。

従来、有機リン系薬剤やネオニコチノイド系薬剤は、床下や基礎部分および畳(特に公団や東京都の賃貸マンション)に、防蟻剤や防腐剤として使用されてきました。したがって、公営マンションなどの床下や畳の調査を行う際に曝露するおそれがあることはよく知られています。

有機リン系薬剤の毒性は幾分知られています。しかし、この代替品としてネオニコチノイド系薬剤が各種建材に使用されていることはほとんど知られていません。

●新築住宅の健康被害の原因は？

ネオニコチノイド系薬剤は、10余年前から、木材

保存学の権威である京都大学農学部の西本教授から、より安全な薬剤として推奨されるようになりました。これを受けて、大手プレハブ住宅のパネル工法では、床下地のウレタン樹脂系断熱材などにこの薬剤を含浸して使用しています。一方、住宅のリフォームでも、床下地建材や断熱材にネオニコチノイド系薬剤を含浸させたり吹きつけたりする場合があります。そのせいで住人がシックハウス症候群を発症し、再度リフォームしても症状が回復せず、業者に損害賠償を請求し、転居するに至った事例もありました。

ネオニコチノイドの危険性は、2009年に国民会議が開催したセミナーでも報告されています（ニュースレター59号参照）。以前からAERAやエコノミスト、その他の書籍でも警告がなされてきました。某医師は、診察した患者について、「この患者の症状は有機リンやネオニコチノイドなどによる症状と考えられる」との報告をたびたび受けました。

何故ホルムアルデヒドやトルエン以外の物質によって新築住宅の居住者に健康被害が起こるのでしょうか？ その原因を筆者なりに調べてみました。

ネオニコチノイド系化合物は、沸点が240℃前後で、有機リン系薬剤より低くなっています。そのため、床暖房を使って表面温度が60℃になった場合や、真夏の暑さで壁内・天井などが70～80℃になった場合には、ホルムアルデヒドキャッチャー剤の加熱劣化に加えて、ネオニコチノイド系薬剤が劣化し揮散して、居住者への健康障害を引き起こす可能性が高いのです。

このようにホルムアルデヒドやトルエンと異なる新種のシックハウス症候群問題が頻繁に起こっても不思議ではないのです。

こうした木質建材に使われる薬剤の揮発と長期間にわたる加熱劣化に伴う健康被害の危険性について、早急に研究を行う必要があります。筆者は委員会などの機会があるごとに、経済産業省製造産業局のメンバー、合板検査会、森林総合研究所研究員、木質材料系の学識経験者、日本木材学会やその業界等に訴えています。真剣に聞く耳をかさないのが実情です。

今後、こうして最近の住宅で新種のシックハウス症候群問題が発生し、中小の工務店が実態を知らないままに被害者から訴えられ、つぶされかねないで

表1 日本木材保存協会登録品目と登録数

木材保存剤	254品
木材防腐剤	1品
木材防虫剤	12品
木材防かび剤	8品
木材防蟻剤（土壌処理用）	101品
木材防腐・防蟻剤	132品
保存剤処理材料	26品
保存剤処理木材（木質材料を含む）	8
保存剤処理非木質系製品	20

表2 日本木材保存協会認定薬剤

3年毎の更新（2010年3月現在）

品目	製品名	認定番号	成分	メーカー
木材防虫剤 (接着剤混入用)	ランバートMC	A-2068	フェニトロチオン	住友化学株式会社
	ランバートMC[ES]	A-2076	フェニトロチオン	住友化学株式会社
木材防蟻剤 (土壌処理用)	ハチクサンFL	A-4104	イミダクロプリド	バイエルクロップサイエンス株式会社
	キシラモンMC	A-4206	クロチアニジン (マイクロカプセル)	日本エンバイロケミカルズ株式会社
	タケロックMC50E	A-4213	クロチアニジン (マイクロカプセル)	日本エンバイロケミカルズ株式会社
	ハチクサン粒剤	A-4222	イミダクロプリド	バイエルクロップサイエンス株式会社
	タケロックMCブロック	A-4230	クロチアニジン (マイクロカプセル)	日本エンバイロケミカルズ株式会社
	ハチクサン水和顆粒	A-4235	イミダクロプリド	バイエルクロップサイエンス株式会社
	サンエイムハチクサンFL	A-4236	イミダクロプリド	株式会社サンエイム
	ハチクサンMC	A-4244	イミダクロプリド (マイクロカプセル)	バイエルクロップサイエンス株式会社
	タケロックMC50スーパー	A-4245	クロチアニジン (マイクロカプセル)	日本エンバイロケミカルズ株式会社
	TMカウンター	A-4249	イミダクロプリド	日本化薬株式会社
	クロスガードSC	A-4253	メタフルミゾン・アセタミプリド	日本農薬株式会社
木材防腐・防蟻剤 (接着剤混入用)	ケミホルツプライCTF	A-5340	イミダクロプリド・IPBC・2-フェニルフェノール	オーシカケミテック株式会社
	SB-1350乳剤	A-5346	シラフルオフェン・アセタミプリド・シプロコナゾール	株式会社エス・ディー・エス バイオテック
	SDS SDB-1377剤	A-5391	シプロコナゾール・アセタミプリド	株式会社エス・ディー・エス バイオテック
	ケミホルツプライSDB-1377剤	A-5392	シプロコナゾール・アセタミプリド	オーシカケミテック株式会社
	ケミホルツプライLIK剤	A-5393	シプロコナゾール・イミダクロプリド	オーシカケミテック株式会社
	エス・ディー・エス・バイオテック・プライLIK剤	A-5394	シプロコナゾール・イミダクロプリド	株式会社エス・ディー・エス バイオテック
	レザックIMD	A-5364	DDAC・イミダクロプリド	株式会社コシイブレザービング
	コシエースPB	A-5412	シプロコナゾール・プロピコナゾール・イミダクロプリド	越井木材工業株式会社
表面処理用 (水希釈用)	ハチクサン20WE/TC	A-5298	イミダクロプリド・シプロコナゾール	ケミプロ化成株式会社
	ハチクサン20WE/AC	A-5299	イミダクロプリド・シプロコナゾール	バイエルクロップサイエンス株式会社
	ハチクサンSL	A-5342	イミダクロプリド・シプロコナゾール・イリチアリン	バイエルクロップサイエンス株式会社
	JCハチクサンSL	A-5343	イミダクロプリド・シプロコナゾール・イリチアリン	日本カーリット株式会社
	水性キシラモン3W	A-5367	クロチアニジン・プロピコナゾール・IPBC	日本エンバイロケミカルズ株式会社
	タケロックSP20W	A-5410	クロチアニジン・IPBC・プロピコナゾール	日本エンバイロケミカルズ株式会社
	ハチクサンME	A-5422	イミダクロプリド・シプロコナゾール・IF-NR	バイエルクロップサイエンス株式会社
	ハチクサンME/cp	A-5423	イミダクロプリド・シプロコナゾール・IF-NR	ケミプロ化成株式会社
防蟻剤処理 断熱材	スタイロフォームAT	C-4024	イミダクロプリド含有発泡プラスチック系防蟻剤処理	ダウ化工株式会社
	TBボード	C-4028	シラフルオフェン・イミダクロプリド含有発泡ポリスチレン防蟻剤処理断熱材	ジオファーム株式会社
	アリダンボードGT	C-4031	イミダクロプリド含有発泡ポリスチレン防蟻剤処理断熱材	フクビ化学工業株式会社
	アリダンボードGT-R	C-4034	イミダクロプリド含有発泡ポリスチレン防蟻剤処理断熱材	フクビ化学工業株式会社

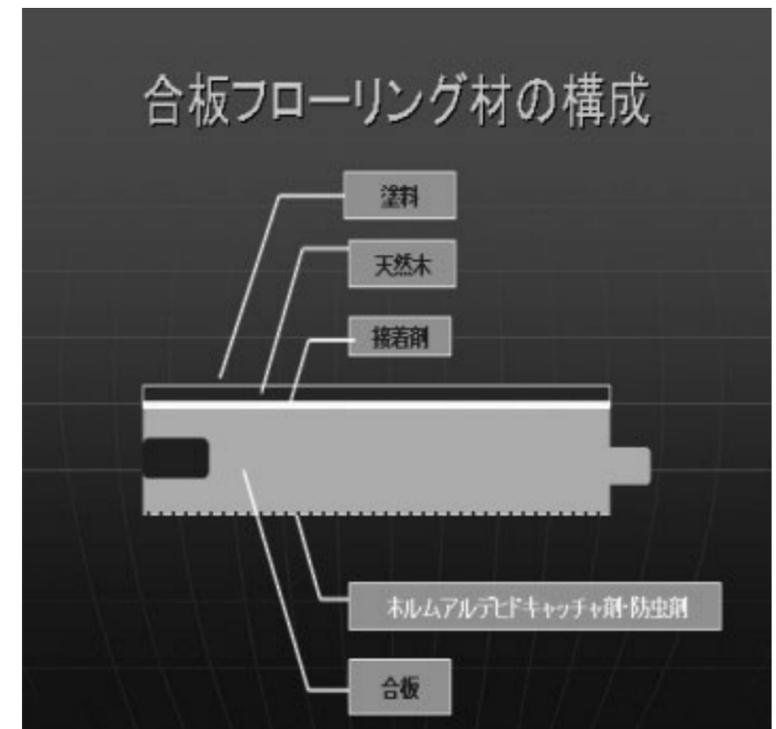
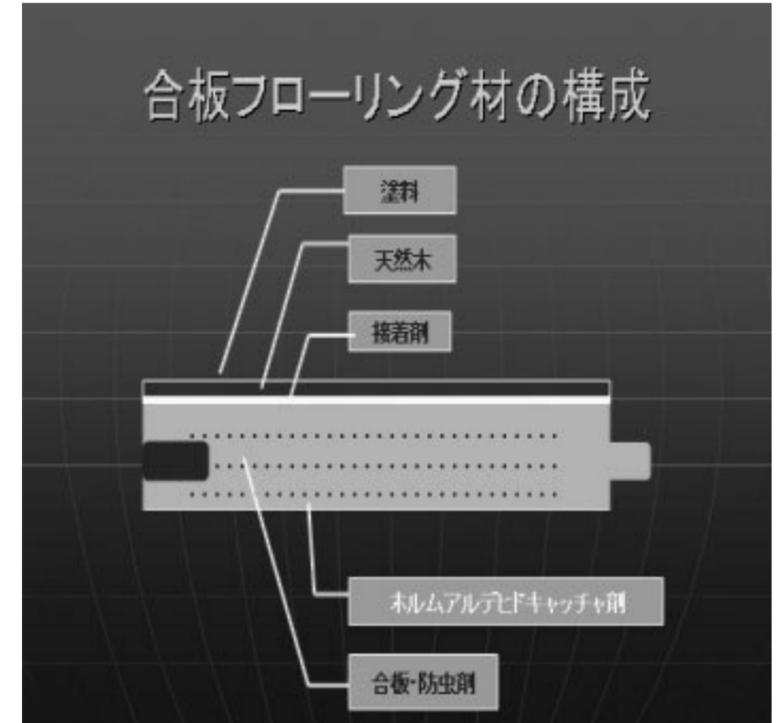
しょう。またこの種の裁判も今後増加すると思われます。この裏には、特に合板フローリング材の基礎台板の製造が、かつてのインドネシアから中国に移っており、使用された薬剤の実態を知ることさえ難しい状況にあるということも問題にあります。その点では合板フローリング業界も被害者になりかねないと思われます。

一方、断熱材のスタイロフォームでも、防腐剤や防蟻剤に表に示す薬剤が使用されています。外断熱工法やサーキットシステム（注3）の住宅では、壁内の断熱材の処理薬剤が、高温時に室内に揮散する危険性が高いです。

有機リン系薬剤に変わって、家庭菜園のモスピランを始め、野菜やお茶、果実の農薬として使用されているネオニコチノイド系薬剤が住宅部材に使用されていることはほとんど知られていません。こうして新しいシックハウス症候群やシックスクール問題が起こってくるのです。

（注1）ホルムアルデヒドキャッチャー剤とは
合板に配合することによって、ホルムアルデヒドの発散を抑えたり、ホルムアルデヒドを吸収、分解するもの。
（注2）発泡スタイロフォームとは
押出ポリスチレン（XPS）のひとつ。XPSとは、主に建材に使われる、堅くて難燃性の発泡スチロールのこと。
（注3）ソーラーサーキットシステムとは
「外断熱」（家全体を断熱材で包むことで躯体の断熱性能を高める技術）と「二重通気」（躯体の中に設けた二重の通気層を使って気流をつくることで室内の熱や湿気を調節する技術）を組み合わせた技術のこと。

図 合板フローリング材の構成



◎事務局より

★総会・記念講演会のお知らせ

「ネオニコチノイド系農薬のミツバチ、生態系、人体への影響」

NPO法人になっての初めての総会記念講演会です。ネオニコチノイド系農薬問題について、長崎で起きているミツバチや鳥類への影響について、久志富士男さん（『ニホンミツバチが日本の農業を救う』（高文研）などの著者）にお話しいただきます。また、ネオニコチノイド系農薬をはじめとする環境化学物質の子どもの脳への発達影響についての最新の知見を、黒田洋一郎さんにお話をいただく予定です。

ぜひふるってご参加ください。

○日時：7月24日（土）

講演：13：00～15：30

総会：15：40～16：40

○会場：日本青年館ホテル3階 301会議室

（東京都新宿区霞ヶ丘7-1、TEL03-3475-2455）

○講演資料代：1000円（会員500円）

○講演1

「ネオニコチノイド農薬による昆虫と鳥類の消滅」

久志富士男氏（ミツバチたすけ隊代表・養蜂家）

・報告「海外のネオニコチノイド事情」

（シエラクラブなど海外環境保護団体の資料紹介）

○講演2

「環境化学物質と子どもの脳の発達障害—ネオニコチノイド・有機リン農薬の危険性—」

黒田洋一郎氏（東京都神経科学総合研究所・客員研究員）

◎活動報告（10/03～10/05）

3月18,19日 ネオニコチノイド系農薬規制について民主党及び関係環境への面談と意見交換

3月25日 化学物質政策基本法を求めるネットワーク（ケミネット）主催学習会「化学物質管理に関する国際動向」開催

4月8日 運営委員会

4月17日 家庭用品プロジェクトチーム会議

4月21日 ケミネット・国民会議共催学習会「ネオニコチノイド系農薬の登録・販売中止を求めて」開催

4月21日 食品プロジェクトチーム会議

4月28日 広報委員会開催

4月29日 銀座ミツバチプロジェクト主催「ファームエイド」へ参加

5月13日 運営委員会

編集後記

広報委員会委員長 佐和洋亮

予防原則

普天間基地の辺野古移転問題が渦中の5月下旬、私は、丁度、沖縄におりました。

地上戦で22万人もの命が失われた南部戦跡見学の後、せっかくだからと、レンタカーで辺野古に足をのばしました。

ハマヒルガオが群生する砂浜に広がるエメラルドの海。その沖合に、滑走路建設のために埋め立て予定の海が広がります。

「脅威」があるから沖縄の基地は必要だ、という理由の元に、この計画はあります。

それは、戦争を事前に予防するという理屈です。

他方、所々に「大浦湾の自然を守ろう」との立て看板が立っています。これは、基地建設による海の自然破壊を防ぐという、やはり、予防原則からきています。

5年前の当会議ブックレット『公害はなぜ止められなかったか。予防原則の適用を求めて』。そのはしがきで、立川代表は、

有史以来、人類への脅威が、飢餓、栄養失調の時代から、ペスト、コレラなどの感染症の時代へ、そしてがんの時代、最新の環境ホルモン時代へと移る中で、科学と技術が人類の福祉と幸福に果たした役割は大きい反面、逆に科学が人類に害をもたらすおそれがあり、その暴走を止めるのも社会の責任であると書かれています。

科学、技術の最先端は、兵器であるともいえ、環境破壊の最たるものもまた戦争であることを考えると、科学、技術と予防原則には、複雑な関係があることを、思い知らされます。

辺野古の大浦湾



ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 提言と実行
ニュースレター 第63号
2010年6月発行

発行所

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 事務局

〒160-0004
東京都新宿区四谷1-21
戸田ビル4階

TEL 03-5368-2735

FAX 03-5368-2736

郵便振替 00170-1-56642

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

編集協力・レイアウト

PEM-DREAM

* 国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jpです。

HPは、<http://www.kokumin-kaigi.org>